

「議会議と国政調査権」研究覚書

孝 忠 延 夫

I. はじめに

国民の生命と生活の根底に深いかわりをもつ事態・事件が起きたとき、あるいは日本の現在と将来のあり方を左右する課題について国民代表機関としての国会がどのように責任ある役割を果たすことができるのかが問われるとき、その主題にかかわらず「国政調査権」の実効的な行使の課題が必ずといっていいほど挙げられてきた¹⁾。

後者の例としては、2013年12月に成立した「特定秘密保護法」の例が挙げられよう²⁾。国民の「知る権利」の制約をめぐる問題が広く論議を呼ぶとともに、その「知る権利」に奉仕するために政府・行政の保有する「情報」を強制力によってでも引き出しうる国政調査権の行使すら危ぶまれることになるからである。

すなわち、同法については、多くの問題点が指摘されているが、ここでは、特定秘密の指定、解除、管理のあり方などの権限を行政機関の長が独占する仕組みになっていることを指摘しておきたい。国会に特定秘密を「提供するものとする」とはされたものの、その提供の可否の判断をするのは行政機関の長である。政府の活動を監視・批判するという国会の基本的な機能が大きく制約され、「特定秘密に該当する政府の活動を誰が監視し、秘密の中での違法・不正・不適切な政府活動が行われないようにするのか、という基本的な仕組みが不在」³⁾となっているのではなかろうか。

前者の例としては、東日本大震災・原発事故への国会の対応の1つとして設けられた「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」(以下「国会原発事故調査委員会」と略記する)を挙げることができる⁴⁾。2011年10月、「国会法の一部を改正する法律」および「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法」が公布、施行された⁵⁾。これらの法令に基づく国会原発事故調査委員会の設置目的は、同委員会の所掌事項を行い、「もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資する」こととされた(同法第1条)。公正な調査活動というその任務の性格上、国会議員の活動や各議院の活動から独立して、政治的中立性を確保するため、国会に設けられた第三者機関である。ただ、国権の最高機関である国会に置かれる以上、その組織・構成にかかわる推薦、意見具申など、両議院の緩やかな監督は及ぶものとされた。

議院の国政調査権との関係については、両議院の議院運営委員会の合同協議会(以下「両院合同協議会」と略記する)が、国会原発事故調査委員会の事故調査に関する要請に応じて国政調査を行う受け皿としての位置づけを与えられた(国会法附則6項、7項)。すなわち、国会原発事故調査委員会は、法令上の権限に基づいて事故調査を行い、必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、原子力事業者その他の者に対して、資料の提出を要求できるが、それを拒まれた場合に、両院合同協議会に当該要求に係る資料の提出を命ずるように要請することができる(国会原発事故調査委員会法第15条。なお、参考人等の出頭要求・意見聴取については、衆議院及び参議院の議院運営委員会の「運用に関する申合せ」がなされている)。国会に設置されたこの国会原発事故調査委員会は、①政府の事故対応をも含めた検証・調査を行うための機関なので、政府(内閣)によってではなく、国会が責任をもって設置すべきである、②国会に設置する機関ではあるが、政治的中立性を確保しつつ調査を行うために第三者機関として設置すべきである、また③調査の実効性を確保するため、憲法第62条に明記された国政調査権を議院が発動しうる可能性を盛り込んでおくべきである、という趣旨で設けられた。

結果的には、上記の両院合同協議会を通しての国政調査権の行使は行われなかった。しかしながら、その行使可能性を制度上明確にしたうえでの「調査」は、調査対象者にとって有形無形の「圧力」を持つ（別の言い方をすれば、調査に事実上の「強制力」を付与する）調査委員会活動となったと思われる。国政調査権の存在意義とその性質および役割をあらためて認識させる機会ともなったと言えよう（もちろん、国会（議院）が、国会原発事故調査委員会の報告書をどのように生かし、原発事故の検証、内閣・政府の責任追及、さらには原子力行政への国会（議院）の統制権を実効的に行使できるのかどうか、国民の不断の監視・批判が求められ続けているのではあるが）。

国政調査権は、国民代表議会による政府・行政統制権の1つであり、その実効的行使のためには、議会内少数者（少数派≒野党）の役割が決定的に重要である（議会内多数者≒与党の政府・行政統制機能ももちろん忘れてはならないが）。このことは、上に挙げた例のみならず、議会議を論ずるにあたって、近年ますます重要な論点となりつつあるように思われる。換言すれば、当該国家の議会議を評価する不可欠の指標の1つに国政調査権を挙げることは不当ではあるまい。本稿では、かかるテーマに関する予備的考察として、議会議と国政調査権、とりわけドイツ連邦議会の調査権についてこれまで論じてきた内容を簡潔にまとめ、現在、なお解明すべき残された（かつ新たな）論点を提示することを試みる。

II. 議会議と国政調査権

1. 国政調査権の憲法的性質—政府に対する議會的統制権としての国政調査権

国政調査権は、政府に対する議會的統制権であると解するのが最も妥当であろう。議院での討議のあり方に、主権者＝国民の統制が及ぶとともに、国会・議院の決定が政府と行政によって適切に執行されているかどうかを監視・批判するシステムの中に国政調査権を位置づけるべきだからである⁶⁾。

政府・行政に対する議会的統制については、これまで著わした論稿のなかで、①それをたんに「議会による行政外部的統制」、「機関間の統制（コントロール）」と位置づけるのではなく、主権者＝国民への情報提供、不断の評価・統制、そして選挙による主権者＝国民の判断・評価、というサイクルのなかに位置づけることの重要性⁷⁾、②議会の「決定権」と一応は区別されるがその決定権を弱め、軽視するのではなく、「決定をも包み込んだ」統制という広い概念で考えていくことの意義⁸⁾、さらには、③「統制を受ける」ということは、統制を受ける機関とその権限の正当性（民主的正統性および「法の支配」による）を強化するものでもある⁹⁾、などの点を指摘してきた¹⁰⁾。

2. 国政調査権研究の課題

「民意」をふまえ、国民の「知る権利」に奉仕し、事実を解明するための国政調査権の研究は、これからの「議会政」のあり方にかかわる研究でもあろう。今後、次の3つの課題を検討してみたいと考えている。

(1) 「行政権までの民主主義」

「行政権までの民主主義」という表現については、「議会と政府の一定の関係を通じて行なわれる国政の中」における民主主義の問題としてとらえること¹¹⁾を当然のこととしつつ、「政府の対議会（国会）責任が憲法上どのように構成されているかということが、当該憲法の具体的な議会制民主主義観だともいえよう」¹²⁾と述べてきた。すなわち、国民の多様な民意が行政のコントロールにまで及ぶということであって、国民の多数派の「民意」（内閣の形成につながる「民意」）が行政を支配・コントロールして良いとは考えられない。

また、日本国憲法における参議院の地位と役割について、内閣の「国会」に対する連帯責任（第66条3項）と参議院の内閣不信任決議権不存との整合的・調和解釈の1つとして、参議院による行政統制権の役割を（より）重視したあり方を考えることは、参議院による内閣統制権を考える上で必ずしも否定的にとらえる必要はないのではなかろうか。近年、中央官庁の官僚や族議員等の

省庁権益代表による「官僚内閣制」に対する処方箋として内閣機能の強化論や「国民内閣制論」などが有力であるが、あくまでも憲法解釈論として議院（参議院）の行政統制権のあり方を考察すべきであろう。

(2) 「多様な民意」の反映

国民内閣制論によれば、国政は総選挙時の国民の「多数派の意思」表明に従って行われなければならないことになる、との批判がある¹³⁾。そうすると、国会（議院）の内閣への「統制」は、国政が選挙時の「多数派の意思」に従って行われているか否かをチェックするために行うものとなってしまうからである。もちろん、国民の信を得て成立した内閣がその政策を責任をもって実行できるシステムを機能させること（いかにすれば機能し得るかを考えること）は重要であるが、そのためにも総選挙、通常選挙などの「選挙」のみならずあらゆる機会に示される「民意」を反映しつつ¹⁴⁾、政府・行政を「統制」する国民代表議会の役割を軽視してはならないだろう。とりわけ、議会内少数者の役割をたんなるシンボリックなものにしてしまうことが（憲法解釈学として）可能だとは思えない。

(3) 「統制」— 憲法的責任の追及

法的責任（民事・刑事責任）と対比して「政治責任」という表現が使われてきたことに対する疑問はかなり以前から指摘してきたところである。すなわち、憲法上の責任は、民事責任、刑事責任と異なっているが、広い意味での「法的な」責任であることを自覚的に論じる必要があるだろう。この憲法的責任を追及しうる「統制」の概念を試論的に述べたことがあるが、国政調査権が果たすべき課題に、より具体的に応える形で提示することが求められている¹⁵⁾。

III. ドイツ連邦議会の調査権

1. ドイツ連邦共和国基本法第44条—少数者調査権の明記

第44条は、「連邦議会は、調査委員会を設置する権利を有し、その議員の4分

の1の申立てがあるときには、これを設置する義務を負う。…」と定めている。第44条に基づき2010年4月までに39の調査委員会が設置されている¹⁶⁾。ドイツの議会調査権の大きな特徴は、議会内多数者の意思に反してでも調査委員会を設置し、特定の事実を解明しようとするのできる少数者調査権が保障されていることである。M・ウェーバーの提唱により、ワイマール憲法第34条に初めて明記されたこの少数者調査権は、ドイツにおける国政調査権の重要な構成要素となっている。したがって、立法準備等の調査とは区別される「不正調査」、「スキャンダル調査」などにその積極的な役割を果たしてきた。議院内閣制の下では、政府および議会内多数者の自浄作用に期待するのみではなく、議会内少数者（ほとんどの場合、野党≡政府反対派）の主導で調査を行うことが、政府・行政に対する有効な議会的統制を可能ならしめることになるとの認識から、少数者調査権は明記されたと考えられる。

2. 調査権の性質と機能

第44条に基づく調査委員会は、国政上¹⁷⁾の重要事件の事実関係の解明、評価を行うための機関であり¹⁸⁾、そのことによって政府と行政に対する議会的統制の役割を果たす¹⁹⁾。第44条に明記された調査委員会および少数者調査権について、これまでに筆者が論じてきたこと、明らかにしようとしてきたことを以下の4点にまとめておきたい。

(1) 権力分立の対抗軸

まず第1に、議院内閣制のもとにおける権力分立の対抗軸は、政府対議会ではなく、主として〔政府+与党（議会内多数者）〕対〔野党（議会内少数者）〕にあると考えた上で、議会政の諸問題を考察すべきではないかということである。すなわち、①政府・行政に対する議会的統制は、議会と政府との緊張関係が存在する場合に有効に機能する（「統制者が身内であるときには、統制は実効的なものとはならない」）、②議院内閣制のもとでのこの緊張関係は、一面では政府とそれを担う与党との関係の、他面では政府と反対党との間の緊張関係に

変わってきた、③政府への監視・統制という任務は、まず第1に反対党（たいていの場合、議会内少数者）によって行われる（行われるべきである）、ということである。これらのことは、一定の共通理解になりつつあるように思われる。

(2) 立法準備のための調査— 予備調査会 (Enquête-Kommission)

第2に、ドイツでは、立法準備のための調査は、政治的機関である連邦議会および議員のみによってなしうるものではなく、専門的な機関を設けて行うことが適切な場合もありうることが正面から認められてきた。このこととの関係で、第44条の調査委員会の性格が明確にされてきた。例えば、憲法改革問題予備調査会の中間報告（1972年）および最終報告（1976年）では、「広範かつ重要な一連の事項についての議会決定の準備、とりわけ立法活動を準備するためのもの」として、調査委員会とは全く別組織としての「予備調査会」を憲法上明記すべきだとの見解を示していた。そのうえで、調査委員会の基本的任務は、内閣・行政府に対する議会的監督・統制であるとしているのである。予備調査会は、連邦議会議事規則第56条に基づき、連邦議会の広範かつ重要な事実 (Sachkomplexe) について連邦議会の決定を準備するものとして設置されてきた²⁰⁾。

(3) 少数者調査権の充実

第3に、少数者権の尊重・拡大の方向が示されてきたことである。基本法は、ワイマール憲法と比べて、①調査委員会設置についての少数者権が「議員の5分の1」から「議員の4分の1」とハードルが高くなったこと、②この法定少数者²¹⁾の証拠調要求権が明記されていないこと、③調査の非公開が過半数で行われること、など少数者調査権の「制限」の方向を示していた。しかしながら、一連の憲法改革論議のなかでは、少数者調査権の尊重・充実が提言され、一定の制度改正もおこなわれてきた。すなわち、国政の適正な運営にかかわる特定の事実を解明すること自体には、政府・与党が否定的な態度をとることがありうるので、調査委員会の設置のみならず証拠調にも、少数者調査権を認めることが不可欠だと考えられてきたのである。

(4) 調査手続の性質

日本では、「真相」解明・責任追及について、刑事手続への一定の信頼があり、「並行調査」が理論的に認められるとしても刑事手続を理由として国政調査権の行使が制約される（中途半端に終わってしまう）、という実態がある。すなわち、刑事責任の追及による真相の究明を理由として、国政にかかわる事件全体の究明と「政治」責任の追及が妨げられることの問題性が指摘されてきた。この点について、ドイツにおける論議と制度化は、刑事手続と区別される独自の調査手続準則を考えるアプローチをとろうとするときに参考となろう。

第44条2項は、「証拠調には、刑事訴訟に関する規定を類推適用する」と明記する（ワイマール憲法第34条3項は、「…刑事訴訟法の規定を類推適用する…」）としていた。また、オーストリアでは、この刑事訴訟に関する規定の準用はケルゼンの提案で憲法草案の段階で削除されている）。基本法制定後、1959年各邦議会議長会議とその会議にもとづく「議会の調査委員会の手続規則に関する各邦議会議長会議の勧告」（1961年）²²⁾、第45回ドイツ法律家会議（1964年）²³⁾、「連邦議会調査委員会の設置および手続に関する法律案（IPA案）」（1969年）²⁴⁾、各邦議会議長会議による議会調査委員会の設置と手続に関するモデル草案（1972年）²⁵⁾、憲法改革問題予備調査会の中間報告（1972年）および最終報告（1976年）²⁶⁾などの動きをへて、何度か連邦議会に基本法改正のための法律案およびドイツ連邦議会の調査手続に関する法律案が提出されたが、成立しなかった。調査委員会の手続の性質について、例えば、第45回ドイツ法律家会議（1964年）では、「民事訴訟法又は行政裁判所法規定の参照」に置き換え、証人の宣誓についても刑事訴訟法第61条によるのではなく、民事訴訟法第391条によるべきだという提案もなされており、目的と性格が異なる手続に刑事訴訟に関する手続を準用するのは、連邦議会で調査委員会に関する手続法が制定されていないことからする「応急措置」とも考えられるなど意見の対立が続いていた。2001年、「ドイツ連邦議会調査委員会法」（Untersuchungsausschussgesetz—PUAG）²⁷⁾が成立してからは、この法律の解釈と改正をめぐる論議が続けられている。

3. ドイツにおける議会調査権（とりわけ少数者調査権）の展開と課題

(1) 憲法への少数者調査権の「導入」

すでに明らかにしてきたように、憲法への少数者調査権の「導入」は、M・ウェーバーの提唱によるものである。彼は、政府官僚の行う政治問題解決作業に対して官僚層を統制することが議会の基本的な任務であるとし、ドイツ帝国議会の行政に対する統制の無力さ、不活発さの原因を議会に調査権が与えられていないことに求めた。官僚政治への効果的統制のための前提条件として、官僚の行動の基準となっている職務上の知識を官僚の好意に依存せずに入手する権利——書類閲覧、実地検証、さらには証人出席要求権、証人審問権——が議会に与えられなければならないと述べている。行政統制権として調査権を位置づけるとともに、ウェーバーは、調査権が「無条件に少数者権として形づくられねばならない」と主張した。また、彼は、「議会による効果的な監督によって必然的に得られる行政の公開性こそあらゆる実りある議会の活動と政治的教育に対する前提として要求されるものである」とも述べている。ウェーバーのこの議会調査権の主張は、「行政の統制」、「少数者の権利」、および「公開性」という3つの原則に基礎を置いたものであった²⁸⁾。この考え方は、基本的には国民代表議会における調査権の法的性質、その実効的行使のあり方にも妥当すると思われる。

ただ、ウェーバーのこの少数者調査権の考えがどのように形成されたのか、明らかにされているとはいえない。すなわち、従来、ウェーバーの学問的業績の中で、第1次世界大戦中とその直後のドイツの現在と将来に関する貢献、国家と憲法についての考察、彼独自の国家理論を含んだ諸論文はあまり評価を受けてこなかったともいわれる。そのため、少数者調査権が紹介される場合でも、彼の議会主義との関係において論じるものは少なかった。

また、ハイデルベルク大学における同僚であったG・イェリネックは、『少数者の権利』を1898年に公表しているが²⁹⁾、少数者権および少数者調査権についての両者の「意見交換」の存否についての実証的研究もきわめて少ない³⁰⁾。今

後に残された研究課題といえよう。

(2) 調査委員会の設置とその活動における少数者権

調査委員会の設置、調査手続における少数者権の具体的内容、手続をめぐる争いは、調査手続の整備、憲法裁判所などの豊富な判例の積み重ねのなかで、一定の解決をみてきた。しかしながら、少数者調査権の具体的なあり方をめぐっての対立なども続いている。

例えば、1995年に設置された調査委員会は³¹⁾、プルトニウムの密輸疑惑などをめぐる事件解明のために全会派一致で設置された委員会であったが、連邦首相コールの証人喚問を請求した少数者の要求を認めなかった。そして、調査委員会の中間報告公表に対して少数者が憲法裁判所に差止めを求める訴えを提起したのである³²⁾。

調査委員会における証人尋問については、調査委員会法第20条以下の規定に基づいて行われるようになった。また、法定少数者は、証拠調を行うことを認められており³³⁾、適正な証拠提出要求権も少数者権の濫用とみなされないかぎり原則として認められる。

(3) 調査委員会の任務と目的

調査委員会は、「公共の利害に関する事実を解明する」目的で設置される。その目的のためには、公務員はもとより、私人（私企業）への調査も認められてきた。したがって、調査委員会の調査は、国政に関する事項のみならず、「公益」にかかわる広範な事項に及ぶが、次のような「限界」もあるとされる。すなわち、①ラント（州）に対する限界、②ヨーロッパ共同体についての限界、③私的事項についての限界、などである。この「限界」の具体的内容について論議が続いている。

付託された案件についてその事実関係を究明し、政府・行政統制の機能を果たすためには、調査目的達成のために必要とみなした情報を連邦政府から入手することができなければならない。連邦政府のこの情報提供義務の範囲は、調査委員会の設置決議によって枠づけられる³⁴⁾。「政府が本来固有の責任を持つべ

き核心領域（Kernbereich exekutiver Eigenverantwortung）」にかかわる情報についての扱いについては（その存否も含めて）論議が続いている³⁵⁾。

(4) 調査手続

長年の懸案であった調査手続準則の一般法として調査委員会法（PUAG）が制定されたことにより、基本法第44条2項の内容は、制定法上明確にされた。調査委員会法が明記する事項については、刑事訴訟法（StPO）および行政裁判所法（GVG）の規定は適用されない（例えば、証拠調については、調査委員会法第13条～第32条、証人尋問については第20条以下など）。ただ、調査委員会法にも解釈の余地が残されており、憲法裁判所で争われる事例も続いている。

調査委員会の調査手続は、外観上、裁判所類似の手続となっている。ドイツではそのことが、議会的調査及び調査結果の客観性と中立性の期待をもたらすことにもつながるが、同時にその本来の目的を達成できてはいないことも指摘されている。あらためて「刑事手続きについての規定の類推適用」の意味が問われる所以である。

IV. むすびに代えて

国民代表議会は、たんなる「民意」を反映する機関ではない。多様で多元的な「民意」に「公共的な討議空間」³⁶⁾を確保することによって、国政の重要課題と国のあり方にかかわる「輿論」の形成に資する機関である。国政調査権は、議会（議院）が政府および行政のあり方にかかわる調査をおこなうことによって、政府への統制機能を果たし、主権者＝国民と国家機関との不断の「応答と問責」の反復を活性化せしめるための不可欠の権能といえよう³⁷⁾。

かかる「公共的な討議空間」、すなわち単純化しえない「多角形の」国民の政治的意思³⁸⁾を反映、集約しうるシステムとしての議会に代わりうる機関の構想は、今のところ（そして近い将来にも）出てきそうにない。とすれば、国会（議院）が国民代表機関として実質的にも立法および政府統制機能を果たしうる可

能性を模索し、その具体的手法を検討するか、あるいはそれを放棄して、議会の権限と機能を相対化していく解釈アプローチをとるのか、という選択肢しかない。筆者は、あえて前者の途を選択したい³⁹⁾。

ドイツ連邦議会の調査権、とりわけ少数者調査権の研究に一区切りをつけてから20年以上が経過してしまった。この間、議会政にかかわる研究をとりまく状況は大きく変化してきた。また、ドイツにおける調査権、少数者権についての判例の蓄積、学説の発展も著しい。今後、これらの紹介、検討をおこなうことによって日本における「議会政の可能性」についてあらためて考えてみたい。

※本研究覚書は、安田信之教授のご退職にあたってその多大な学恩に感謝して捧げるべきものである。本来ならば、「研究論文」を捧げるべきであるが、力の至らなから、「今後の研究課題」を羅列するに過ぎない覚書しか著すことができなかつたことを深くお詫びしたい。

注

- 1) 国政調査権（議会の調査権）に関して、筆者がこれまでに著してきた主要なものとして、『国政調査権の研究』（法律文化社、1990年）（以下、拙著 [1990] として引用）、「少数者調査権と日本国憲法」法律時報第65巻10号（1993年）37頁（拙稿 [1993]）、「議会制民主主義と国政調査権」関法第46巻4・5・6合併号（1997年）27頁（拙稿 [1997]）、「議会の機能の強化」ジュリスト1133号（1998年）87頁（拙稿 [1998]）、「国政調査の現状」ジュリスト1177号（2000年）105頁（拙稿 [2000]）「国政調査権の『憲法的性質』再論」関法第46巻4・5・6合併号（2006年）159頁（拙稿 [2006]）、「大規模災害・原子力行政と国政調査権」都市問題第103巻9号（2012年）24頁（拙稿 [2012]）などがある。
- 2) 平成25年12月13日法律第108号。
- 3) 三木由希子「政府は説明責任から逃れることはできない」世界2014年1月号122頁、126頁。
- 4) 拙稿 [2012] など参照。重大な災害・緊急事態に対処（あるいはそれを未然に防止）するための事前の法制、行政システムについて、国民代表議会は、決定権の統制（法制度の整備など）、運用・監視的統制を行うものとされてきた。では、かかる大災害・事故などが発生したときの議会の役割は何か。この問題は、「緊急事態法制と議会」というテーマでこれまでも多くの研究がなされてきている。

- 5) 平成23年10月7日法律第112号。
- 6) 最近の研究として、原田一明「議会の調査・監督機能—国会による「政府」統制の意義と限界」公法研究72号（2010年）151頁、勝山教子「委員会の二重の機能と政府の統制—政府活動の調査・評価・統制」同176頁など参照。
- 7) 毛利透「基本法による行政統制」公法研究72号（2010年）87頁、97頁、林知更「議院内閣制の本質とその刷新」小山剛／駒村圭吾編『論点探求憲法（第2版）』（弘文堂、2013年）300頁、同「議院内閣制—法と政治の間で」南野森編『憲法学の世界』（日本評論社、2013年）60頁なども参照。
- 8) 高見勝利「政治の「大統領化」と二元的立法過程の「変容」？」ジュリスト1311号（2006年）48頁、55頁、63頁、高橋滋「政官関係の変化における議会と行政—議会による統制とその周辺」『公法研究』72号（2010年）64、66-7頁など参照。
- 9) 岡田信弘は、さらに「統制の契機を含んだ協働の規範」、もしくは「協働を前提とした統制の規範」の重視として展開している（岡田信弘「議院内閣制と政官関係—『政官関係論不在の憲法学』克服の一つの試み」憲法問題22号（2011年）67頁、68頁）。また、「民主的創設および民主的正統化」の論点については、村西良太『執政機関としての議会 権力分立論の日独比較研究』（有斐閣、2011年）32頁以下など参照。
- 10) 拙稿 [1998] 105頁、同 [2000] 87頁などを参照されたい。
- 11) 高橋和之「議院内閣制と現代デモクラシー—民意を国政に反映させるということの意味」思想755号（1987年）106、113頁。
- 12) 拙著 [1990] 4頁。
- 13) 本孝紀「『政治主導』と『憲法』—『国会中心』構想の可能性」憲法理論研究会編『政治変動と憲法理論』（敬文堂、2011年）47頁、49頁。
- 14) 糠塚康江『現代代表制と民主主義』（日本評論社、2010年）14～15頁など参照。
- 15) 拙稿 [1990]、同 [1993] など。
- 16) *I. von Münch/P. Kunig*, Grundgesetz Kommentar, Bd.1, 2012, S. 2416ff., C.H.Beck; v. *Mangoldt/Klein/Stark*, Grundgesetz Kommentar, Bd.2, 6 Auflage, 2010, S. 1177ff., Verlag Franz Vahlen.
- 17) 連邦議会の管轄が及ばないラント（州）の排他的管轄事項について、およびヨーロッパ連合の排他的な活動事項を調査対象事項にすることはできない。ただし、ドイツ連邦政府の代表がEUの機関として（とりわけ閣僚として）行為したことは調査対象として除外されない（*Schmidt-Bleibtreu/Hofman/Hopfauf*, Kommentar zum Grundgesetz, 12.Auflage, 2011, S.1041f., Carl Heymanns Verlag.）
- 18) 2002年4月8日ドイツ連邦憲法裁判所判決（BVerfGE 105, 197 [225f.]）。

- 19) BVerfGE 105, 197 [222].
- 20) § 56 Abs.1 S.1 GO-BT.
- 21) 憲法上および法律上明記された一定の要件をみたし、調査委員会設置要求権、証拠調権などを認められた少数者を本稿では「法定少数者」と表記する。Der qualifizierten Minderheit とされているので、「特別少数者」とも訳される(鳥川豊「西ドイツにおける議会の国政調査権」レファレンス第175号(1965年)1頁、同第184号(1966年)1頁)。
- 22) Empfehlungen der Konferenz der Präsidenten der deutschen Länderparlamente, ZParl 3 (1972) 427-436.
- 23) Verhandlungen des 45. Deutschen Juristentags, Bd. 1 (1964), Bd. 2 (1965).
- 24) Entwurf eines Gesetzes über Einsetzung und Verfahren von Untersuchungsausschüssen des Bundestages, BT. Drucksache V/4209.
- 25) Mustergesetzentwurf der Präsidenten der deutschen Länderparlamente, ZParl 3 (1972) 427-436.
- 26) BT. Drucksache VI/3829; 7/5924. その後、調査委員会法の成立までの改革の動きについては、*I. von Münch/P. Kunig*, a. a. O., S.2411. など参照。
- 27) Gesetz zur Regelung des Rechts der Untersuchungsausschüsse des Deutschen Bundestages, BGBLI S.1142.
- 28) *Max Weber*, Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland, 1908: im Gesammelte Politische Schriften 1958, S.294. 詳しくは、孝忠1990、14頁、92頁以下参照。
- 29) *G. Jellinek*, Das Recht der Minoritäten, Vortrag gehalten in der Juristischen Gesellschaft zu Wien, 1898, Alfred Holder, Wien. 邦訳としては、美濃部達吉訳『イエリネック 人権宣言外三篇』(日本評論社、1946年)89頁以下がある。
- 30) 近年の研究として、牧野雅彦『国家学の再建 イェリネックとウェーバー』(名古屋大学出版会、2008年)、今野元『マックス・ヴェーバー ある西欧派ドイツ・ナショナリストの生涯』(東京大学出版会、2007年)、佐野誠『ヴェーバーとリベラリズム 自由の神話と国家の形』(勁草書房、2007年)などがある。また邦訳として、ヴォルフガング・J・モムゼン著、安世舟/五十嵐一郎/田中浩訳『マックス・ヴェーバーとドイツ政治1890~1920 I,II』(未来社、1993,4年)など参照。
- 31) *I. von Münch/P. Kunig*, a. a. O., S.2392f.
- 32) 1997年7月8日ドイツ連邦憲法裁判所決定 (BVerfGE 96, 223).
- 33) PUAG第17条2項、2002年4月8日ドイツ連邦憲法裁判所判決 (BVerfGE105, 197 [222]).
- 34) 2009年6月17日ドイツ連邦憲法裁判所決定 (BVerfGE 124, 78 [118f.]).
- 35) 2004年3月30日ドイツ連邦憲法裁判所決定 (BVerfGE 110, 199); 同2009年6月17日決定

(BverfGE 124, 78).

- 36) 大沢秀介『司法による憲法価値の実現』（有斐閣、2011年）21頁以下、石川健治「持続する危機—議会・国民・執政のトリアーデ」ジュリスト1311号（2006年）2頁、3頁など参照。
- 37) 議会による執政府の民主的統制を重視することは、「デモクラシーの王道」ともいえるのではなかろうか。石川健治「議会制の背後仮説—議会と政府の関係の諸相」法学教室225号（1996年）67頁、71頁参照。
- 38) 只野雅人「国会、参議院、民意：両院制の原点から考える」世界2013年6月号98頁、100頁。
- 39) 拙稿「議会議の可能性—インドの国会を手がかりとして」関法第63巻4号（2013年）161頁。